２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第百七条第一項中「規定する」を「よる主務大臣の権限であって、前条第一項の規定により」に、「権限」を「権限とされるもの」に改め、同条に次の二項を加える。

３　この法律による主務大臣の権限であって、前条第一項ただし書の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（政令で定めるものを除く。）は、こども家庭庁長官に委任する。

４　前項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

第百八条及び附則第二条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第二十六条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条・第三十九条」を「第三十九条・第四十条」に改める。

第三条第二項第一号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同条第八項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第十条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条第三項中「子ども・子育て支援法第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第十五条第一項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第十七条第六項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第三号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第三十六条第一項中「、文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に改める。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とし、第五章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第三十七条　内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

２　こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第二十七条　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第二十九条第二項を削る。

第三十条第一項中「並びに」を「及び」に、「第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項」を「第十一条の三」に改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正）

第二十八条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二十七条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第三条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十九条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「同条第二項」を「児童福祉法第四十五条第二項」に改める。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第三十条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十一条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項各号、第六条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第二項、第二十七条第一項並びに第三十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十六条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「第四条第一項第二十八号」を「第四条第一項第二十七号」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第三十三条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「子ども・子育て会議等（第七十二条―第七十七条」を「市町村等における合議制の機関（第七十二条」に、「第七十八条―第八十二条」を「第七十三条―第七十七条」に、「第八十三条―第八十七条」を「第七十八条―第八十二条」に改める。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に、「同項各号」を「同条各号」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改め、同条第四項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第二十三条第一項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第四項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。